

◎共通

Q. 今年は入院するなど、医療費がかなりかかりました。医療費控除の対象になるとと思いますが、どうしたらいいかわかりません。

A. 以下の手順を踏んで、申告書を作成し、提出しましょう。

1. 医療や薬品にかかる**領収書**を集めます。生命保険や高額療養費など、給付・払い戻しがあった場合は、その通知もとっておきます。
2. 領収書などを医療を受けた方ごとに分類します。
3. さらに、**医療機関等ごとに分類**します。
4. 束ごとに**合計金額を出したら**、一般用の明細書に入力していきます。
5. 自分で計算するか税額試算システムで仮計算した**所得金額の合計**を入力できたら、印刷します。
6. 特定一般用医薬品のレシートがたくさんある場合は、その分を抽出して、セルフメディケーション税制用の明細書も作ってみます。
7. この場合、**控除額が大きいほう**を選んでください。
8. 作成した明細書を申告書に添付して提出し、領収書は5年間保管しておきます。

Q. 医療費の合計が10万円には少し足りません。医療費控除は対象外になりますか？

A. **所得金額の合計が200万円を下回る場合**、基準は10万円ではありません。この場合、一度計算してみることをお勧めします。また、セルフメディケーション税制で医療費控除が受けられる可能性もあります。

Q. 普段は特定一般用医薬品を使うようにしていますが、今年は入院・手術をしました。セルフメディケーション税制の計算結果を、一般の医療費控除に合算できますか？

A. セルフメディケーション税制と一般の医療費控除の**両方を使うことはできません**。一般の医療費控除を選択する場合は、特定一般用医薬品の購入費も医療費に含めて計算します。

Q. 市・県民税はいくらぐらい戻ってくるのですか？

A. 市・県民税は、もともと翌年賦課の税です。したがって、戻るのではなく、**翌年の市・県民税**が、医療費控除に応じて安くなります。

Q. 領収書は添付するのですか？

A. **領収書の提出・提示は必要ありません**。明細書を作成し、添付してください。なお、領収書は今後お尋ねする場合がありますかもしれないので、5年間保管をお願いします。

Q. 年末にかかった医療機関の医療費を年が明けてから支払いました。

A. 実際に**支払った年の分**として計算してください。

Q. 年末にかかった医療機関の医療費を年内に支払いましたが、生命保険の給付が年が明けてからありました。

A. 支払った医療費から差し引きますので、当初に**支払った年の分**で計算してください。

◎医療費控除（一般）

1 医療費通知に関する事項

Q. 医療費通知とはなんですか？

A. 医療保険者が発行する、医療費の額等を通知する書類です。ただし、**以下の6項目**が含まれていなければなりません。

1. 被保険者等の氏名
2. 療養を受けた年月
3. 療養を受けた方の氏名
4. 療養を受けた病院等の名称
5. 被保険者が支払った医療費の額
6. 保険者等の名称

Q. 医療費通知には10月診療分までしか記載がありません。11月分以降は4月に入手できるらしいのですが…

A. 11、12月分は『2 医療費(上記1以外)の明細』を利用してください。

2 医療費(上記1以外)の明細

Q. 妻は扶養で、息子は働いています。誰の医療費が合算できますか？

A. **同一生計内ならば、合算することが出来ます**。あなたの収入と息子さんの収入で、同一生計で生活していれば、三人分の医療費が合算できます。

Q. 欄が足りません。

A. **同じ方が同じ医療機関にかかった医療費は、一年分まとめて**ください。それでも足りない場合は、複数枚にわたってもかまいません。

Q. 医療費とは、健康保険のきく治療のことですか？

A. **医師が必要と認めた治療や一般的な傷病の治療にかかる費用**であれば、健康保険のきかない医療費も含めることが出来ます。例えば、以下のようなものが挙げられます。

・薬局で購入した市販薬 ・小児の歯牙矯正 ・がんの先進治療 ・通院に要したバスや電車(タクシーは原則不可)にかかる交通費 など

一方で、以下のようなものは認められません。

・医師の証明書の無いおむつ代 ・美容目的の歯牙矯正やほくろ除去 ・栄養ドリンクやサプリメント ・生命保険の入院給付のための診断書料 など

詳しくは一宮市市民税課まで、お尋ねください。

Q. 10万円かかった入院に対して、生命保険の入院給付で12万円おりました。余った2万円は他の医療費から差し引くのですか？

A. (5)の補てんされる金額は、**あくまでもその補てんの対象となる医療費**から差し引きます。余ったとしても、他の医療費からは差し引きません。

Q. 高額療養費の払い戻しを受けた月があり、金額はわかるのですが、合算で振り込まれるので、誰のどの医療機関の分か、内訳が分かりません。

A. 『(3)医療費の区分』欄で、『**高額療養費支給額**』を選択して、合算の金額を(5)に入力してください。(2)、(4)は空欄でかまいません。

さらに、対象の医療に生命保険の給付などがあった場合、その欄の(5)と該当する医療分の高額療養費の合計が、その欄の(4)を**超えないよう、十分注意**してください。

Q. デイサービスやショートステイも医療費控除の対象になると聞きました。

A. 介護サービスは、一連のサービスであっても内容によって医療行為と介護行為に分類され、このうち医療行為にあたる分にかかる費用は医療費控除の対象になります。

対象のサービスが含まれる場合、介護事業者の領収書の中に『**医療費控除対象額**』などの**内訳記載**がありますので、注意して見てください。

Q. 介護サービスで、一か月の負担が自己負担限度額を超えたので高額介護サービス費の払い戻しがありました。

初めに負担した介護サービス費には、医療費控除対象額の記載がありますが、補てんされる高額介護サービス費についての対象額がわかりません。

A. 高額介護サービス費は介護サービス費の総額が自己負担限度額を超えた場合に給付されますので、対象のサービスの内訳があるわけではありません。

高額介護サービス費により医療費控除対象額に対して補てんされる金額は、以下の計算式で求めてください。

$$\text{補てんされる金額} = \frac{\text{医療費控除対象額}}{\text{その月の介護サービス利用額の総額}} \times \text{高額介護サービス費}$$

例：一宮花子さんが1月に一宮介護サービスを利用して支払った金額は100,000円。領収書の『医療費控除対象額』には75,000円とあります。

一宮さんの世帯の自己負担限度額は44,400円なので、高額介護サービス費55,600円の払い戻しがありました。

補てんされる金額 = 75,000 ÷ 100,000 × 55,600 = 41,700

したがって、この場合、(1)に『一宮花子』(2)に『一宮介護サービス』(3)に『介護保険サービス』(4)に『75,000』(5)に『41,700』がそれぞれ入ります。

実際にはこれを一年分合算して記載してもかまいません。

Q. 12月に利用した介護サービスの請求が1月にあったのですぐに支払いました。高額介護サービス費の払い戻しは3月です。

一方で10月利用分は11月に支払いましたが、高額介護サービス費の払い戻しは年明けの1月です。年をまたいだ時はどう考えたらよいですか？

A. **支払をした日**がどの年に含まれるかで判断します。介護保険のほか、病院での医療費や生命保険の入院給付金なども、『**いつ支払った医療費が補てんされるのか**』で考えてください。

3 控除額の計算

Q. 『所得金額の合計額』には何を入力すればよいですか？

A. 一宮市の『市民税・県民税申告書』の場合、『**2 所得金額**』の『**合計**』、すなわち**⑨の数字**を入力してください。ただし、以下の方はそれぞれ注意してください。

・山林所得がある場合 その所得を加算してください。

・総合課税にかかる退職所得がある場合 その所得を加算してください。(分離課税にかかる退職所得は加算しません)

・ほかの申告分離課税にかかる所得がある場合 その所得(特別控除前)を加算してください。

・損失申告をする場合 『市民税・県民税申告書』では、純損失にかかる損失申告はできません。ご希望の場合は国税庁(税務署)のご案内にしたがってください。

◎セルフメディケーション税制

2 特定一般用医薬品等購入費の明細

Q. 欄が足りません。

A. **同じ薬局などに支払った購入費は、一年分まとめて**ください。複数の医薬品名も列記してかまいません。それでも足りない場合は、複数枚にわたってもかまいません。

Q. 特定一般用医薬品とはなんですか？

A. 薬局などで購入できる医薬品のうち、一定の条件を満たしたものです。厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。薬局などの店頭での表記・レシートの表記などでご確認ください。

Q. 厚生労働省のウェブサイトを見ましたが、対象の有効成分のどれが含まれているのか、わかりません。

A. 医薬品の名称欄は、商品名でけっこうです。